

入札のお知らせ

秋田市本庁舎の市民の広場において、移動販売車を設置・運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募します。

令和7年4月14日

秋田市長

1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	令和7年度秋田市本庁舎移動販売車設置場所貸付（第1回）			
(2) 貸付場所 お よ び 予定価格	区画 番号	貸付場所	貸 付 面 積	予 定 価 格 （ 税 抜 き ）
	1	市民の広場の一部	1 区画 1 5 m ²	50,000円
	2	市民の広場の一部		50,000円
	3	市民の広場の一部		50,000円
	4	市民の広場の一部		50,000円
(3) 貸付期間 および 販売時間	ア 貸付期間 令和7年5月12日（月）から令和7年6月6日（金） までの平日（20日間） イ 貸付時間 午前10時から午後6時まで			
(4) 入札参加 要 件	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の 規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又はその 団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でない こと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ 秋田市内に本店・支店等がある法人、秋田市内で営業を営 む個人又は秋田県内で移動販売業務等の実績がある者。 ⑥ 移動販売車で販売・営業に必要な許可をすでに取得して いること。			

	⑦ 食品安全基本法、食品衛生法、J A S 法、計量法、J I S 法その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。 ⑧ P L 保険（生産物賠償責任保険）等に参加するなど、事故等による賠償責任を負えること。 ⑨ 販売物・販売方法が公序良俗に反しないものであること。
(5) 入札参加申込み	
受付期間	令和7年4月14日（月）から令和7年4月23日（水）まで （平日の午前9時から正午、午後1時から午後5時まで）
受付場所	秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎4階 総務部財産管理活用課 庁舎管理担当
(6) 指名（非指名）通知	令和7年4月25日（金）までにメール又はファクシミリで通知
(7) 入 札	
日 時	令和7年4月30日（水）午前10時
場 所	秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎5階第2委員会室
入札保証金	入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札前に納めること。 ただし、秋田市財務規則第109条第1項第2号に該当する場合においては、入札保証金を免除する。
(8) 契 約 日	令和7年5月7日（水）（予定）

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

本入札に参加を希望する方は、令和7年4月23日（水）までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書（様式は秋田市ホームページ参照）

イ 法人は法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し、個人は住民票の写し
それぞれ原本発行後3か月以内のもの

ウ 納税証明書（市税に未納がない証明書）

エ 誓約書（様式は秋田市ホームページ参照）

- オ 出店実績書（直近２年以内のものを記載すること、任意様式）
- カ その他必要な資料

(2) 指名および非指名の通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に指名通知する。
- イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。
- ウ 指名通知および非指名通知は、メール又はファクシミリで通知する。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則を遵守して入札に参加すること。
- イ 落札決定の際は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 落札者は予定価格以上で有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者とする。

3 その他

- (1) 契約上の条件等、その他事項や詳細については「令和７年度秋田市本庁舎移動販売車設置場所貸付（第１回）募集要項」を確認すること。
- (2) 申込書等の作成に係る費用は申請者の負担とする。
- (3) 提出された申込書等は返却しない。
- (4) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市総務部財産管理活用課 庁舎管理担当
電話 018-888-5439
e-mail ro-fnpr@city.akita.lg.jp